

大田区立矢口中学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 10 月 1 日 大田区立矢口中学校決定

令和 3 年 9 月 17 日改正

1 基本方針策定の意義

いじめの問題は、人権尊重の精神に反し、心豊かな生徒を育成するうえでの障害となる重大な課題の一つである。学校は、こうした課題を克服し、生徒が安心して通学でき安全な学校を目指すために、家庭・地域その他関係機関が連携していじめ防止に取り組む必要がある。そこで、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（H25.10.11 文部科学省大臣決定 最終決定 H29.3.14）、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」（H26.7.10 東京都・東京都教育委員会決定）および「大田区いじめ防止基本方針」（H26.9.24 大田区教育委員会決定 R3.4.1 改正）に基づき、学校に応じた学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

この基本方針における「いじめ」とは、本校の生徒に対して一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われる行為も含む）であって、この行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかに見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

【具体的ないじめの態様】

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間外れ、集団から無視される。
- ・ 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利など人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた生徒の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての生徒は、いじめを行ってはならない。

4 いじめ問題の基本的な考え方

いじめはどの学校でも起こりうるという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には速やかに解決する必要がある。

早期発見、早期対応を基本として取り組む。

(1) いじめを生まない、許さない学校

いじめ問題の解決をめざし、道徳の授業等を通じて、生徒がいじめについて深く考え、理解するための取り組みを充実させる。生徒会活動等の生徒の主体的な活動を支援する。学校の全教育活動を通じて、いじめは絶対に許されないことを生徒が自覚するよう促す。さらに大田区教育委員会指導課のリスクマネジメント対策チームや、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の支援を受けていじめの防止に努める。

学校として、生徒のいじめを許さない態度の育成を意図的かつ組織的に養う。

(2) 生徒をいじめから守り、生徒のいじめ解決に向けた行動の推進

いじめられた生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた生徒が安心して学校生活を送れるよう、組織的にその生徒を守り通す取り組みを徹底する。

いじめられている生徒の周囲の生徒が、そのことを知っていながら報告できないことが、いじめの増徴につながることから、勇気をもって教職員等に伝えた生徒を守り通すとともに、周囲の生徒からの発信を促すための生徒による主体的な取り組みを推進する。

(3) 教員の指導力と組織的な対応

個々の教職員のいじめ問題に関する鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教職員個人による対応に頼るだけでなく、教職員間における情報の共有化や共通認識による指導を徹底する。つまり、学校として組織的な対応する。

(4) 保護者・地域・関係機関との連携

いじめ問題を解決するためには、保護者や地域、関係機関との連携を強化して、社会総がかりで取り組む必要がある。

保護者は、自分の子がいじめを行うことがないよう、生徒に対して規範意識を養うための指導に努めるとともに、生徒をいじめから保護する必要がある。そのためには、学校からの発信や啓蒙を継続する。

さらに、保護者や地域は、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなどいじめの防止に協力するよう努める。日ごろからのコミュニケーションや連携が重要になる。

5 いじめ防止等に関する本校の取組

(1) 対策委員会の設置

校内に「いじめ対策委員会」を設置する。

対策委員会は「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、学校組織の中心となり具体的な対策を講じる。いじめ対策委員会は、スクールカウンセラーの勤務日に合わせて定期的に会議を開き、常にいじめ問題についての情報交換を行い、情報共有し対応方針や役割分担・対策を協議する。いじめに関する問題が生じたときには臨時で開催することもある。

① 構成員

- ・ 校長・副校長・生活指導主任・養護教諭・スクールカウンセラー・各学年1名とする。

② 役割

- ・ 「矢口中学校いじめ防止基本方針」の内容を理解し、分かりやすい言葉で教職員が説明できるようにする。
- ・ いじめ防止対策年間計画を作成し、実施する。
- ・ 記録を保管し、引継ぎを確実に行う。
- ・ 学校評価を実施し、「矢口中学校いじめ防止基本方針」の改訂を行う。
- ・ 小さな事例を含んだいじめに関する情報の報告を受け、共有する。
- ・ いじめに対する対応方針を協議する。
- ・ 担任等への指導・助言を行い、相談に応じる。
- ・ いじめに関する研修会を計画・立案する。
- ・ 保護者に対して保護者会等で「矢口中学校いじめ防止基本方針」の内容を伝え、ホームページに掲載するなどして保護者・地域に基本方針を周知する。

(2) 具体的な取り組み

① 未然防止

- ・ 学校全体に「いじめる行為は絶対に許されない」という意識を高める。
- ・ 各教科等の授業における規律を確立させ、道徳教育及び人権教育の充実を図り、多様性や互いの良さを認め合える態度の育成を図る。
- ・ 読書活動や体験活動等の推進により、いじめを行わない態度を養う。
- ・ 生徒会活動を軸として、生徒が主体的に考え、いじめ撲滅について議論し、積極的にいじめ防止を訴える取り組みを推進する。
- ・ 校内研修やOJTの充実を図り、教職員の対応力の向上とともに常に情報交換のできる環境を整備する。
- ・ セーフティ教室等を活用し、インターネットによるいじめ防止のための啓発活動を実施する。
- ・ 「SOSの出し方」に関する教育を推進する。
- ・ 家庭訪問や三者面談、保護者会などで家庭との連携を強化する。

② 早期発見

- ・ いじめの定義について共通理解する。
- ・ 日ごろから生徒との会話や観察を通して、生徒の様子をきめ細かく把握し、いじめに関する生徒のサインを見逃さない。
- ・ 各学期にいじめアンケートを実施し、早期のいじめの実態把握を行う。
- ・ 「hyperQU」や「学校生活調査」の結果を活用し、学級の状態や生徒個々の心の状態を把握し、相談活動を行う。
- ・ 生徒がいじめを訴えやすい学校体制を整備する。
- ・ 保健室や相談室の利用や、スクールカウンセラーの活用など相談体制を充実させる。
- ・ いじめに関する情報を全教職員で適切に共有する。
- ・ 保護者や地域からのいじめに関する情報収集に努める。

③ 早期対応

- ・ いじめを発見した場合、特定の教員だけで抱え込まずに、速やかに矢口中いじめ防止対策委員会に報告し、全教員で情報共有したうえで組織として対応する。
- ・ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・ いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ 毅然とした態度で、教育的配慮を施しながら指導に当たる。
- ・ いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる取り組みを行う。
- ・ いじめを解決するために保護者への支援・助言を行う。
- ・ 学校、学年だよりや保護者会の開催などで、保護者と情報を共有する。
- ・ 関係機関や専門機関と相談し、連携して対応する。
- ・ いじめが犯罪として取り扱われる場合は、警察と連携する。
- ・ 単に謝罪で終わらず、いじめられた生徒については引き続き様子を注意深く観察する。

④ 重大事態への対処

- ・ 重大事態の定義と解釈の内容を確認し、理解を深める。
- ・ いじめられた生徒の安全を確保する。
- ・ いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ いじめに関する情報を保護者等に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。
- ・ 必要に応じて生徒や保護者への心のケアを行う。
- ・ 関係機関や専門家等との相談・連携による対処を行う。
- ・ いじめが犯罪として取り扱われる場合は、警察と連携する。
- ・ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施し、第三者委員会に協力する。
- ・ 重大事態の発生について、区教育委員会指導課に報告する。
- ・ 都「いじめ等の問題解決支援チーム」を活用する。

6 関係機関との連携

大田区いじめ問題対策連絡協議会

大田区いじめ問題調査委員会

品川児童相談所

池上警察署

民生・児童委員

大田区いじめ問題対策委員会

大田区教育センター

大森少年センター

保護司会

子ども家庭支援センター

等